

令和7年度第1回中央区いじめ問題対策委員会の概要について

1 開催日時及び場所

令和7年7月2日（水）開会：午後5時00分 閉会：午後7時00分

中央区教育センター6階 会議室（わくわく2）

2 出席者等

(1) 対策委員会

委員長 神内 聡 （じんない あきら）

職務代理者 小澤 美和 （おざわ みわ）

委員 磯崎 奈保子 （いそざき なおこ）

委員 鈴木 眞理 （すずむら まり）

委員 三宅 美紀 （みやけ みき）

(2) 説明者として出席した職員

教育委員会事務局次長、教育センター所長、統括指導主事、指導主事、
管理係長、管理係主任

(3) 傍聴者

0名

3 次第

(1) 開 会

(2) 委員の委嘱

(3) 教育委員会事務局次長あいさつ

(4) 委員の紹介

(5) 委員長選出

(6) 職務代理者の選出

(7) 議 題

① いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

② いじめの認知件数について

③ いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ）

(8) 閉 会

4 審議の経過

別紙のとおり

会 議 録

名 称	令和7年度第1回中央区いじめ問題対策委員会
開催年月日	令和7年7月2日（水） 午後5時～7時
開催場所	中央区教育センター6階 会議室（わくわく2）
出席者	委員 神内 聡（委員長）、磯崎奈保子、鈴木眞理、小澤美和（職務代理者）、三宅美紀
	区側 出席者 北澤教育委員会事務局次長、村上教育センター所長、深滝統括指導主事、支倉指導主事、楡木管理係長、高木管理係主任
配布資料	資料 1 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿 資料 2 中央区いじめ問題対策委員会事務局職員名簿 資料 3 中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について 資料 4 中央区におけるいじめの未然防止等の取組及び認知件数について
議事の概要等	1 開 会 2 委員の委嘱 3 教育委員会事務局次長あいさつ 4 委員紹介 5 委員長の選出 6 職務代理者の選出 7 議題 （1）いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について （2）いじめの認知件数について （3）いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ） 8 閉 会
審議の経過	別紙のとおり

別 紙

令和7年7月2日開催

中央区いじめ問題対策委員会

審議の経過

1 開 会

- 事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のため録音する旨を説明

2 委員の委嘱

3 教育委員会事務局次長あいさつ

- 次長から挨拶

4 委員紹介

- 委員の自己紹介

5 委員長の選出

- 神内委員長から挨拶

6 職務代理者の選出

- 職務代理者から挨拶

7 議 題

(1) いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

- 事務局から資料3について説明

[概要]

- ・いじめ問題対策連絡協議会は、区内公立小中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の推進のために関係機関との連携を目的に設置している。

- ・第1回目（6月開催）の協議会では、いじめ問題の対応と連携について協議した。
- ・学校からは、いじめを受けた児童生徒への対応及び、加害の児童生徒への指導・支援について話題が挙がった。
- ・警察からは、大森少年センターには心理担当がおり、被害児童生徒のケアが可能であることや、暴力行為の対応などは警察と連携し、近年、急増しているインターネット上のトラブル防止のためには、保護者にペアレンタルコントロールの設定を推奨している、ことが挙げられた。
- ・児童館からは、気になる児童生徒については職員間で情報共有を行っており、一緒に遊ぶ中で児童生徒の様子を見取っていること、不登校児童生徒の利用も増えており、今後、学校と連携を図っていくことなどが挙げられた。
- ・PTAからは、学校外でのトラブル対応についても、児童生徒が自ら考え、相談するなどの力をつけていくことが必要であるなどが挙げられた。

（2）いじめ未然防止及び認知件数について

○事務局から資料4について説明

〔概要〕

- ・資料では、いじめの定義、本区におけるいじめの未然防止の取組、いじめの早期発見の取組についてまとめている。
- ・本区におけるいじめの未然防止の取組については、全校で学校いじめ防止基本方針を定め、学校いじめ対策委員会を設置して、未然防止の取組から早期発見、早期解決まで組織的に対応する体制を整えている。
- ・児童生徒の心を育てる目的で、生命、人権を考える道德教育、人権教育の充実を行い、いじめに関する授業の実施をしている。
- ・学校には、東京都よりスクールカウンセラーが週1回派遣され、小学5年生と中学1年生については全員の面談を行っている。さらに、中央区では、児童生徒が他者との関わりの中で感じた悩みを相談できる大人として、今年度より、小学校だけではなく、中学校へも区の専任教育相談員を派遣し、切れ目のない学校への支援を実施している。
- ・教育センターでは、来所、電話相談を受け付け、相談を受けた内容については、学校と連携の上で1件ずつ解決につなげるよう対応し、また、スクールソーシャルワーカーの派遣や、子ども家庭支援センター等の関係諸機関と連携するなど、あらゆる

る視点から子供たちの生活を守っている。

- ・いじめの未然防止には、教員のいじめに対する理解を深めることも重要で、いじめの定義や対応に関する教員研修を行っている。学校では、WEBQUという学級生活満足度調査を小学校2年生以上の小中学生に行って、児童生徒の学級の中での満足度や意欲など、心の状態を把握することで、満足度が低い子供について、どのような原因があるか、そこにいじめはないか、教員が見取る材料の一つとして活用している。
- ・いじめの早期発見には、教員をはじめとした子供たちに関わる大人が子供たちの様子を丁寧に見ていくこと、その上で、いじめの早期発見をするために、定義に基づいた学校いじめ対策委員会によるいじめの認知を徹底して実施する。
- ・いじめの月例報告を中心としたいじめに関する報告を学校から教育委員会に提出し、対応状況について確認する。
- ・ふれあい月間を活用し、児童生徒のアンケート調査を年3回実施している。また、中央区いじめ問題対策連絡協議会を年2回実施している。学校と地域の連携を図り、地域の中でいじめが見られたとき、連携して対応できるように情報交換等を行っている。
- ・昨年度より本格運用している、中央区子ども相談フォームは、児童生徒の学習用タブレットに設置しているL-G a t e というものからダイレクトにアクセス可能とし、よりきめ細かく児童生徒の悩みや不安を教育委員会に直接相談できる仕組みになっている。
- ・中央区のいじめ認知件数については、前年度のいじめの認知件数と比較して、小中学校ともに増加している。これは、児童生徒に目を配り、軽微ないじめであっても見逃さないという早期発見の姿勢が根づき、早期解決のために積極的な認知が図られたことが一因と考えられる。
- ・区としては、生活指導主任連絡会等において、当該児童生徒が苦痛に感じるような行為についていじめと認知して指導すること等の指導を繰り返し行っている。認知件数の増加については、各校の教職員の意識の向上として肯定的に捉え、いじめの長期化、重大化を防ぐことにつながっていると考えている。
- ・いじめの対応について。令和6年度は、小中学校ともに冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという内容が多く、何げない言葉のやり取りから

いじめにつながる可能性もあるので、周りの大人がアンテナを高くして、子供同士のやり取りを見取っていくことが大切だと考えられる。

- ・小中学校ともに、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする内容が多くなっている。
- ・中学校ではとくに、冷やかしやからかい、じゃれ合いが、暴言、暴力につながる可能性があるということを忘れず、ふざけ合いとして片づけずに気をつけて子供たちを見守っていくことが大切だと考えている。
- ・いじめの発見、訴えでは、アンケート調査からの発見が大半を占めている。

【委員からの主な質問】 ➡は質問に対する回答

- ・全国的に過去最高の重大事態の件数が認知されているが中央区ではどんな状況か。
➡令和6年度は調査を1件行っている。

- ・非公式サイト等の監視による情報への対応について、具体的に何かあったか。
➡子供が検索ワードで死に関わる言葉やアダルトサイトを検索した及び開いた場合に、フィルタリング機能がはたらき、教育委員会に通知が来る。その後、教育委員会から学校に連絡を入れ、対応をお願いしている。

- ・中央区子ども相談フォームはどのように運用して、どのような内容か。
➡昨年度の相談件数は33件あった。内訳は、家族のことや勉強、友達、先生、部活という形で、学年も小学校の高学年を中心に、中学校は1件であった。その中でいじめに関しては、クラスの友達から嫌なことを言われて困っているという相談に対して、学校に情報共有をし、該当の子たちへの聞き取りで謝罪の場面をつくれたということがあった。

- ・いじめの早期発見の取組の中で関係機関との連携を強化するということが記されている一方で、いじめの発見・訴えで学校以外の関係機関からの情報提供が小学校1件だけとなっている。この点を教育委員会としてはどのように受け止めているか。

- ➡学校が認知したいじめを教育委員会に、月に1回報告することになっている。いじめの端緒をつかんだ関係機関の方が保護者に連絡を入れ、保護者から学校が情報を得た場合は、保護者からの訴えでカウントしているケースもある。学校が認知した件数を我々が集めて集計している関係があるので、正確に学校が認知するところに落とし込めていない可能性がある。実際には、習い事や課外活動の中でいじめ

ではないかという情報が教育委員会に入ってくるケースもある。

(上記回答に関する委員の意見)

- ・このアンケートの集計とは別に、実際、教育委員会に直接報告が入ってきているという事実があるということはよかった。定義の問題だと思うので、その認識がきちんと教育委員会の中で整理されていれば、特段、この数字があがってこないというのは問題ではない。教育委員会の中で参考資料程度でいいかと思うが記録しておくシステムがあるとよい。
- ・いじめの解消と、半年以上継続しているものはどれぐらいあるのか。

➡認知したのに関しては3か月が経過した段階で確認しているが、9割程度は解消している。その他1割は、一旦解消していても、再発したり、異なる子とトラブルになったりするものがある。

(上記回答に関する委員の意見)

- ・すべてのケースを確認するのが難しいだろうが、学校も対応に苦慮するケースもあると思うので、教育委員会の方から助言をしたり、関係機関のケース会議を持つように促したりするとより良いと考える。そこで長引くものとか再発を繰り返すものについては何らかの形で学校への支援を考えていただきたい。

(3) いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ）

- 委員長から個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行う。
- 事務局よりケース内容を説明

5 閉 会

- 委員長から閉会のあいさつ

令和7年度第1回
中央区いじめ問題対策委員会配布資料

令和7年7月2日

※配布資料1～2及び参考資料については省略

中央区教育委員会

中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

1 中央区いじめ問題対策連絡協議会について

(1) 設置目的

中央区いじめ防止基本方針（平成27年1月14日教育委員会決定）に基づき、中央区立小学校及び中学校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携を図るとともに、いじめの防止等のための対策を推進するため。

(2) 協議会参加者

- 大森少年センター職員
- 区立小・中学校長会健全育成担当校長
- 区立小・中学校生活指導主任
- 教育委員会事務局次長、教育センター所長
- 区内児童館長
- 区内PTA代表
- 協議内容に応じて必要とされる機関の担当者

(3) 令和7年度第1回中央区いじめ問題対策連絡協議会（6月6日実施）協議事項 いじめ問題の連携と対応について

2 いじめ問題の連携と対応について

(1) 警察

- 大森少年センターには心理担当があり、被害児童・生徒のケアができる。
- 暴力行為の対応などは警察と連携してほしい。
- インターネット上のトラブル防止のため、ペアレンタルコントロールの設定を推奨している。

(2) 学校

- 被害児童生徒への対応について、早期の事実確認を丁寧に行い、同児童生徒の思いを尊重しながら、家庭と連携し、解決までの支援を行う。
- 様々な立場の教員から、関係児童生徒への指導・支援として、納得感がもてる指導を行う。
- 小中連携日に担任が中心となり、児童の情報交換を行うことで、中学校での指導や学級編制の参考にしたり、いじめの防止等への取組につなげたりしている。

(3) 児童館

- 職員間での情報共有を行い、気になる児童については、遊びの中で児童生徒の様子を見取っている。
- 不登校児童生徒の利用も増えている。不登校児童生徒の学童での様子について、今後学校と連携を図っていきたい。

(4) PTA

- 学校外でのトラブル対応についても、児童生徒が自ら考え、相談するなどの力を付けていくことが必要である。
- 意見を言ったらクレイマーとなるのではと心配する保護者も多いが、連携して対応していくことが必要である。

中央区におけるいじめの未然防止等の取組及び認知件数について

1 中央区いじめ総合対策より抜粋

(1) いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 本区におけるいじめの未然防止の取組の一例

- 学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対策委員会
- 生命・人権を考える道徳教育・人権教育の充実
- 「いじめに関する授業」の実施
- 専任教育相談員の派遣（令和7年度より中学校に拡大）
- スクールカウンセラーの派遣と全員面接の実施
- 教育センターでの来所・電話相談と学校との連携充実
- スクールソーシャルワーカーの巡回派遣及び関係機関との連携・協力
- いじめに関する教員研修の実施
- WEBQU(心理検査)の実施(令和7年度より小2～中3に拡大)

(3) 本区におけるいじめの早期発見の取組の一例

- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- いじめに関する報告書の学校から教育委員会への提出
- ふれあい月間を活用した児童・生徒へのアンケート調査の実施
- 定期的な観察による児童・生徒の実態把握
- 関係機関からの情報提供
- 学校非公式サイト等の監視による情報への対応
- 「中央区子ども相談フォーム」の運用

2 令和6年度 いじめ認知件数について

(1) 認知件数

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	296	307	398
中学校	51	66	144
計	347	373	542

(2) いじめの態様について (複数回答あり)

(件)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷かしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	159	41	223	94
仲間はずれ、集団による無視をされる。	15	7	51	8
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	69	6	132	34
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	14	0	20	14
金品をたかられる。	3	0	2	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5	0	21	6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	52	5	34	11
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	10	9	13	7

(3) 発見・訴え

区 分	令和5年度				令和6年度			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
学級担任が発見した	31	10.1%	2	3.0%	33	8.3%	9	6.3%
学級担任以外の教職員が発見した	18	5.9%	1	1.5%	13	3.2%	8	5.5%
養護教諭が発見した	7	2.3%	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
スクールカウンセラー等の相談員が発見した	1	0.3%	2	3.0%	4	1.0%	4	2.8%
アンケート調査など学校の取組により発見した	83	27.0%	47	71.2%	181	45.5%	100	69.4%
本人からの訴え	49	16.0%	4	6.1%	43	10.8%	11	7.6%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	102	33.2%	9	13.6%	104	26.1%	8	5.6%
児童生徒(本人を除く。)からの情報	14	4.6%	1	1.5%	11	2.8%	3	2.1%
保護者(本人の保護者を除く。)からの情報	2	0.7%	0	0.0%	6	1.5%	1	0.7%
学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	307	100%	66	100%	398	100%	144	100%